

# 職場における「受動喫煙防止対策」

山口労働局労働基準部健康安全課

「望まない受動喫煙のない社会」を実現するため、取り組みをお願いします。

## 労働安全衛生法に基づく努力義務

労働安全衛生法第 68 条の 2 事業者は、労働者の受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

「適切な措置」とは具体的に何をすればいいの？

- 受動喫煙防止対策の担当部署の指定
- 受動喫煙防止対策の推進計画の策定
- 受動喫煙防止に関する教育、指導の実施等
- 受動喫煙防止対策に関する周知、掲示等



## 健康増進法に基づく義務（段階的に施行）

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定められています。

基本的な考え方

- 「望まない受動喫煙」をなくす
- 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
- 施設の類型・場所ごとに対策を実施

## 職場における受動喫煙防止のためのガイドライン

本ガイドラインでは、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)で義務付けられる事項及び労働安全衛生法第 68 条の 2 により事業者が実施すべき事項が一体的に示されています。

## 喫煙所・室における火災予防

労働安全衛生規則第 291 条には以下のことが定められています。

- 事業者は、喫煙所、ストーブその他火気を使用する場所には、火災予防上必要な設備を設けなければならない。
- 労働者は、みだりに、喫煙、採だん、乾燥等の行為をしてはならない。
- 火気を使用した者は、確実に残火の始末をしなければならない。

## 職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援します

厚生労働省「職場における受動喫煙防止対策」ホームページ  
労働安全衛生規則第 35 条の雇い入れ時教育に併せ、禁煙教育をお願いします。

